

# 1 換気設備

居室には、原則として床面積の1/20以上の換気に有効な開口部を設けなければならない。換気のための有効な開口部が不足する場合は、換気設備の設置が求められる。また、ふすま・障子等の常時開放できる建具で仕切られた2室は、1室とみなして算定することができる。

## (1) 居室の換気 ◆法28条 ◆令20条の2

換気には有効な部分の面積は窓形状に応じて、開口部の面積と下記の倍率で算定する。

$$\text{有効換気面積} = \text{開口部の面積} \times \text{下表の倍率}$$

【図表1】有効換気面積の考え方

窓の種類	はめごろし	引違い	両開き	片引き	3枚引違い	上げ下げ	ガラリ	回転	内倒し
倍率	0	1/2	1	1/2	2/3	1/2	90° ≧ α ≧ 45° のとき 45° > α > 0° のとき	S = S S = α/45° × S	

【図表2】換気の種類

換気の種類	必要な居室	設備の方式
自然換気	換気には有効な開口部の面積が床面積の1/20以上	—
設備による換気	無窓の居室 (換気上有効な窓等の開口部の面積が、その居室の面積の1/20未満)	自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空調設備
	法別表1(イ)欄(1)項の用途に供する特殊建築物の居室 (劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場の居室)	自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空調設備
	火気使用室 (調理室・湯沸かし室等で、かまど・コンロその他火を使用する室)	火気使用室の自然換気設備 火気使用室の機械換気設備